

告示

埼玉県告示第九百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年八月三十一日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
北埼玉医師会 訪問看護 ステーション	事業者 名称	社団法人 北埼玉郡市 医師会	一般社団 法人 北埼玉 医師会	訪問看護 介護予防訪問看護
パナソニックエイジ フリーシヨップ 蓮田・白岡	事業者 名称	有限会社 黒須金物	株式会社 CROS	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具 販売
松井東地域包括 支援センター	事業所 所在地	所沢市 坂之下 九四一―三	所沢市 下安松 四九六三―	介護予防支援

ク リ ニ ツ ク	エ ン ジ エ ル 歯 科
名 称	事 業 者
	菱 田 加 奈 枝
	青 木 加 奈 枝
	居 宅 療 養 管 理 指 導